

平成28年(モ)第4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部 龍彦

保全異議準備書面(1)

平成28年12月9日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 宮部 龍彦

第1 保全異議答弁書への認否および反論

1 第2第1項(1)について

争う。

全国部落調査は1936年に財団法人中央融和事業協会によって作成され、そのうちの1冊が日本社会事業大学附属図書館に所蔵されており、それを債務者が図書館の許可を得てコピーし、テキストに書き起こしてインターネット上に公表したものである。全国部落調査をコピーし電子化する機会があったのは債務者だけではないのだから、債務者が原因であるとは言えない。

また、事実として全国部落調査は既に拡散しており、本件仮処分が維持されても、電子化された全国部落調査の公表を止めることは不可能である。

「同和地区.com」には債務者は関与しておらず、第三者が債務者の意思とは無関係に「同和地区.com」が存在しているのだから、本件仮処分命令によって「同和地区.com」による情報の拡散を止めることはできない。

2 第2第1項(2)について

争う。

債権者らが権利侵害を受けている事実は存在せず、債権者が権利侵害と言っているものは「政治的ダメージ」に過ぎない。また、「同和地区 Wiki」に掲載されていた内容は事実上公然のものとなっており、本件仮処分命令は「公然の秘密」を作るに過ぎないものである。

3 第2第2項(1)(2)について

争う。

4 第2第3項について

争う。

5 第3第1項(1)について

争う。

昭和8年6月3日のいわゆる「高松裁判事件」判決において、裁判で採用された書面に「米一雪太郎ハ特種部落ノ者デアルガ」「特種部落ニ生シ」「特種部落出身ニシテ」といった記述があったことから、全国水平社は裁判所が解放令を取り消して「特殊部落民」を法律によって改めて認めることであるとして抗議した(乙38)。それを受けて同年9月25日に当時の司法次官が司法手続きにおいてこれらの言葉を使わないように大審院長、検事総長、地方裁判所長等に通達した(乙39)。その通達文書に添付された財団法人中央融和事業協会(中融協)の文書でも「法制上ニ現存セサル特種部落ナル身分」と明確に述べられている。

全国水平社は自力救済を是とする組織であって、彼らが特殊部落民ないし「エタ」を自称したのは、裁判により法制上の救済を求めるためではない。

それにも関わらず、債権者らが裁判所に提出する書面においてことさら「被差別部落出身者」を自称し、「被差別部落出身者」が「債権者」の立場であることを古谷慎吾裁判官が「相当と認め」たことは、法制上存在してはならない身分の存在を司法が認めることであって、全国水平社の運動と矛盾しており、昭和8年9月25日付司法次官通達の趣旨に反する。

6 第3第1項(2)について

争う。

「債権者らは債権者らについて法律上特別な身分を有する旨の主張は行っていない」というが、そうであれば債権者らが「被差別部落出身者」をことさら自称する必要はない。債権者らは「被差別部落出身者」であることを理由に本件における債権者としての地位を得ようとしたものである。

これは、いわゆる解放令(乙2)に反し、明白なえせ同和行為である。

7 第3第1項(3)について

争う。

そもそもプライバシーとは「私生活上の事実」なのであって、電話番号だから私生活だということにはならない。固定電話の番号であれば電話帳に掲載されていることが多いし、仕事上の理由で公表されていることもある。

別紙ウェブサイト目録3に、どのような経緯で電話番号が掲載されたのか債務者の知るところではないし、それらがプライバシーであるとは疎明されていない。

3段落目の「面白おかしく」は債権者らの主観に過ぎず、債務者は事実を述べただけである。

「何らかの嫌がらせ」についても、可能性を言うのみで、相当期間が過ぎているのにも関わらず、現に債権者らに対する嫌がらせは行われていない。

8 第3第2項について

全国部落調査のデータについて債務者が「同和地区 Wiki」に掲載したことは認めるが、その余は否認ないし争う。

インターネットのドメイン名はウェブサイトとは別のものであり、ウェブサイトの内容を管理していることとは関係がない。例えば、現在「同和地区.みんな」にスマートフォンなどでアクセスすると「部落解放同盟中央本部」のウェブサイトへ接続するように設定されている。

「同和地区 Wiki」は誰でも記事を編集でき、削除は可能なものである。また、徳島県の同和施設一覧は債務者が掲載したものではないため、徳島地方法務局が債務者に削除要請をすること自体がそもそも筋違いであるから断固拒否したものである。

横浜地方裁判所相模原支部の仮処分(甲28)は、「部落解放同盟関係人物一覧」のみならず、事実上「同和地区 Wiki」自体の存続を不可能にさせるものであったため、やむなく債務者が管理していた「同和地区.みんな」ドメインを「同和地区 Wiki」のウェブサイトから切り離したものである。

9 第3第3項(1)(3)について

争う。

10 第3第3項(2) について

2段落目については争う。

11 第3第4項(2) について

2段落目以降については争う。

「差別を助長する意図」が問題であるなら、出版物の内容から判断すべきで、債務者のツイッターでの発言を取り上げることがそもそも失当である。

「アホが憤怒して発狂」云々については、甲29にある通り「ついでに鳥取ループ宮部龍彦は差別で金儲けしてるよね。差別されてもいない側が、差別ネタで金儲け www」と言われたので、売り言葉に買い言葉で返しただけである。

12 第3第4項(3) について

争う。

現に、債務者に対する一日10万円の間接強制処分が行われた後も、「同和地区.com」(同和地区(被差別部落)Wiki非公式ミラー)に掲載された「部落解放同盟関係人物一覧」の内容は増え続けている(乙40)。

債権者らが提出した別紙目録7にある通り、「同和地区.com」には、過去に住民の意向を無視して同和地区指定がされたこと、債権者らが部落の地名を公表していたこと、いわゆる「一ツ橋小学校事件」と呼ばれる債権者解放同盟によって部落民を自称することを強要された事件等についての批判が延々と書き込まれ続けており、過去の債権者らの言動に対する批判として「部落解放同盟関係人物一覧」を作成した者がいるであろうことは容易に想像できることである。

13 第3第4項(4)について

2段落目以降については争う。

いわゆる「北方ジャーナル事件」(民集 40 卷 4 号 872 頁)の時でさえ、出版物の存在と内容についての確たる証拠があつて仮処分がなされたものである。それに比べると出版物の所在や内容について何の確証もないのに仮処分のみならず執行までもが行われたことは異常・異様なことである。

わが国では最高裁判所裁判官国民審査があり、法廷侮辱罪のような罪も規定されていないのだから、裁判所の判断であろうと、法廷外で批判をすることは、表現の自由の範疇に属することである。現に債権者解放同盟もいわゆる「狭山事件」の判決は差別判決であるとして、子供まで巻き込んで徹底的に批判してきた(乙41, 42)。

また、債権者らは裁判について批判することを無意味に「部落差別助長の意図」と結びつけており、債権者らには都合が悪いことはとにかく「差別」と言う癖がある。

14 第3第5項(1)について

争う。

債権者らは原戸籍をたどることによって祖先の来歴を遡れることは公知の事実と言いながら、法務省は壬申戸籍を非公開の扱いにしていると、矛盾した主張をしている。壬申戸籍とは明治4年式の原戸籍のことであるから、それが非公開であるなら、いわゆる部落民の由来とされる近世の身分までは遡れないということになる。

参考として債務者の戸籍謄本(乙43)を提出するので、どこをどのように調べれば債務者が「部落民」であるかどうか判別できるのか示されない。これで

足りなければ、原戸籍を調べて債務者の先祖が武士なのか百姓なのか穢多・非人なのか、いくらでも調べる用意があるので、具体的な方法を提示されたい。

それが出来ないのであれば、債務者の言うとおりに「戸籍から部落民が分かる」ということは間違いであり、債権者らが「深刻な被害」と称するものは完全な風評被害であって、間違った風評を事実であるかのように主張する債権者らこそが差別の原因ということである。

15 第3第5項(2)について

争う。

16 第3第5項(3)について

争う。

① 三菱樹脂事件は憲法14条の私人間での直接適用を否定したものである。男女雇用機会均等法による性別など、法律に差別の禁止が明示されていない限りは民間企業の採用活動には広い裁量を与えられているということである。

また共産党云々の件も、過去のレッド・パージを「超憲法的措置」として最高裁が認めてしまい、その後も「思想信条ではなく日頃の言動の問題」として、同様の行為をことごとく認めたものよく知られたことである。

なお、債務者は部落差別が正当との主張はしておらず、むしろ「解放令」(乙2)が法律として現在でも有効であることから、「被差別部落出身者」のような呼称を法律上の身分として用いること、職業上の差別、地域に対する税の減免措置は禁止されているものと理解している。

② 債務者も債権者解放同盟が出自や思想信条を入会の条件をすることを、

法律上「差別」として責められるべきものではないと考えている。

しかし、地方公共団体に依る解放同盟系企業への優先発注のようなことは、解放令に反する「職業上の差別」である。

③ 戸籍謄本を取得し、家族に犯罪者がいるかどうか、特定の宗教団体の関係者がいるかどうか調査することは可能である。

具体的には戸籍謄本に記載された家族の名前で G-Search (<http://db.g-search.or.jp/>) と呼ばれる有料ビジネスデータベースを検索すると、1984年8月以降に全国紙や主要地方新聞で犯罪者として報道されたことがあればその記事を見つけることが出来る(乙44)。

また、過去に宗教者として著述活動を行っていたら、国立国会図書館サーチやグーグルブックスで検索することでその事実を知ることが出来る。

無論、確実とは言えないが、「部落民」であるか調べることも、はるかに現実味があると言える。

17 第3第6項について

争う。

結局、債権者ら自身が部落の地名が書かれた図書を頒布してきたことを認識しているから、部落の地名が書かれた図書が全て部落差別を助長するものだと言うことができないのである。

別紙目録2を見れば分かる通り、「同和地区 Wiki」の追加記述には、ほとんどの場合出典となる文献が示されている。追加記述が部落差別を助長すると言うのであれば、出典となった文献も部落差別を助長するものだと言わなければならない。

また、実質的に部落地名総鑑と同じ内容である全国部落調査が様々な文

献から引用されており(乙45～乙54)、債権者らの言うとおりに「差別目的以外に利用価値がない」というのであれば、これらの文献も差別目的ということになってしまう。

部落について深く研究すれば、塩見鮮一郎先生のように「地名総鑑という本は、なんら悪いものではない。それを利用した企業が悪いのです」という結論に到達するのである(乙55)。

18 第3第7項(1)について

2段落名については争う。「部落解放同盟関係人物一覧」を債務者が作成したというのは事実無根であり、債務者は前述の通りそのことを疎明済みである。

19 第3第7項(2)について

争う。

20 第3第7項(3)について

争う。

裁判所に提出する書面でことさら「被差別部落出身者」を自称している時点で、債権者らが法律上「被差別部落出身者」であると主張していることと同等である。

また、債権者らは過去に出版された部落の地名を列挙した図書について、「情報拡散が容易なインターネットのウェブサイトを利用して発表したものではない」等と述べているが、現在は図書館に置かれた過去の出版物や古書の存在や内容をインターネットで容易に検索可能であり(乙56～63)、債権者らの認識は時代遅れのものである。

また、出版社であれインターネット事業者であれ、人々により平等に情報を届けようとする努力は変わらないのに、インターネットだけ問題視することは不当な職業差別である。

「アホが憤怒して発狂」等のツイッター上の発言は、本件仮処分命令の対象の情報の評価とは全く関係ないものである。

21 第3第8項について

争う。

住んだ場所の過去が墓場だろうが刑場だろうと人の人格には全く関係ないのに、部落に限って「精神病患者」を引き合いに出す債権者らこそ、部落を特殊な場所と見ているのである。

22 第3第9項について

争う。

23 第3第10項(1)(2)(3)について

争う。

債権者解放同盟の過去の言動を見れば、部落や部落民を明らかにすることこそが債権者解放同盟の活動であると考えざるを得ない。

債権者解放同盟は1976年に、いわゆる狭山事件の高裁判決に抗議して「同盟休校闘争」と称して、解放同盟員の子供を運動に駆り出した。「同盟休校」というキーワードで図書館や古書店を探すと、債権者解放同盟による書籍を多数見ることができ、子供がゼッケンを付けさせられてデモを行っている写真が掲載されているものもある(乙41, 乙42)。「同盟休校みたいなもんやっ

たら、うちの子が部落やちゅうことをふれてまわるようなもんやないけ」「部落やということがわかる。学校休むのいやや」という保護者が子供がいる中で同盟休校を強行した。

これをきっかけに、学校で「部落民宣言」が行われるようになり(乙10)、実際に債務者は1990年に鳥取市の美和小学校で、鳥取市下味野のクラスメートが「私達の住んでいるところは部落です」と言わされるのを目にしている。

また、債権者解放同盟の支部はほとんどの場合、名前に部落名を冠しており所在地は部落の場所と対応している(乙64)。

「社会的に厳しい部落差別が残存」していることをもって部落を公開することが不当であると言うのであれば、今よりも差別が残存していた時代に、債権者解放同盟が乙41や乙42に見られるような活動を行っていたことと矛盾している。

24 第3第11項について

争う。

25 第3第13項(1)2段落目、(2)(3)について

争う。

26 第3第14項(1)について

争う。

全国部落調査と債権者らがどのような関係があるのか今に至るまで説明されておらず。なぜ債権者らが債務者に対して全国部落調査を復刻することを差し止める権利があるのか疎明されていない。債務者の反論は反論になって

いない。

27 第3第14項(2)について

争う。

金儲けを伴っているかどうかは学問であるかどうかとは無関係である。例えば村上春樹が小説を売っていくら儲けようと、村上春樹の作品が文学であることには変わりがない。債権者らの考えは商行為の蔑視であり、まさに旧時代的な「土農工商」の発想である。

また、「人権をビジネスチャンスに！ 今、人権新世紀が始まります」とのキャッチコピーで売られている30分のビデオが2万円で、このビデオは債権者解放同盟の関係団体の大阪府人権協会、大阪企業人権協議会も推薦している(乙65)。その他、企業向けの部落問題の啓発ビデオが40年前の部落地名総鑑と同程度の5万円で販売されている(乙66)。

債務者の販売する本はこれほどまで高額ではないし、部落地名総鑑を買った企業の負い目に乗じて売るようなこともしていない。まっとうな商行為である。

「アホが憤怒して発狂」の「アホ」とは、部落問題についての歴史的経緯についての知識、全国部落調査から部落の現状を探ろうとする探究心、そして的確に現状を判断する知能に欠けている者のことである。

28 第3第14項(3)について

争う。

29 第3第14項(4)について

争う。

仮処分命令に反しない範囲で債務者が何をするのも自由である。

またツイッターで何を発言しようと、本件仮処分とは無関係なことである。

債権者らが仮処分によって債務者が萎縮して法廷外での発言を控えることを期待していようと、屈することはない。

全国部落調査は、過去の出版禁止事件の対象となった、個人のプライバシーや出版社の功名心に関わるような図書とは全く違うものであり、部落の起源を解き明かすための貴重な歴史資料として万人が公開を望むものである。債務者1人に対して研究と公開を禁じたところで、別の誰かが研究し公開することは止めさせることはできない。

「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む)等一切の方法による公表をしてはならない」という一文についてはあまりに広範囲かつ、意味不明瞭で、趣旨も不明であるので、現実的に執行が可能であるとは考えられない。文字通りに厳格に解釈すれば、債務者は全国部落調査について公の場で議論も反論もできないことになり、非現実的な仮処分決定により債務者を萎縮させることを狙った、重大な人権侵害である。

第2 準備書面1について

- 1 「1 別紙ウェブサイト目録1について」「2 別紙ウェブサイト目録2について」

これらのウェブページいずれも既に存在していない。

本件仮処分命令が発せられた際に債権者が示すような内容であったことは特に争わない。

- 2 「3 別紙ウェブサイト目録3について」

このウェブページは本件仮処分命令が発せられた際には既に削除されていた。

3 「4 別紙ウェブサイト目録4について」

別紙目録7は

<http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>

の内容であって、本件仮処分命令が発せられた時点のものとはアドレスも内容も異なる。

4 「5 別紙ウェブサイト目録5について」

このウェブページ既に存在していない。

本件仮処分命令が発せられた際に債権者が示すような内容であったことは特に争わない。

5 「第2 別紙ウェブサイト目録5について」

「同和地区.みんな」ドメインの所有者は債務者であることは認める。

「同和地区 Wiki」は不特定多数で編集可能なウィキ(乙65)であって、刻々と変化するものである。現在も「同和地区.com」ドメインでおそらく何者かによってコピーされたものの編集が続けられている。「1～3の情報が記載された一切のウェブページ」は既に存在しておらず、債務者が同じ内容をウェブサイト等へ掲載することは、そもそも不可能である。